

国民年金保険料の納付にお困りの方 保険料免除等の制度を ご利用ください

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の納付が難しいという理由で、未納のまま2年が過ぎてしまうと、年金の額にも年金の期間計算にも含まれなくなってしまいます。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。そうならないためにも、免除等の制度をご利用ください。

- ▼申請受付 7月1日（金）から
- ▼承認期間 平成23年7月～平成24年6月
- ▼受付場所
高島市役所保険年金課、各支所窓口
大津年金事務所国民年金課

※申請は原則として毎年度必要です。ただし、平成23年7月に申請する場合は、平成22年7月から平成23年6月分までの期間（前一年間分）についても申請することができます。前一年間分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出してください。

一日年金相談所のご案内

日時 7月28日（木）
10時～16時
場所 今津支所
申込方法 平日の8時30分から17時まで、次の予約専用電話でお申し込みください。

【電話】大津年金事務所
077-521-1489

※この電話では予約以外のご用件はお受け出来ません。
※予約受付は、定員になり次第、締め切りとなりますので、予めご了承ください。

■退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が退職（失業）されると、高島市役所保険年金課、各支所窓口、または大津年金事務所国民年金課で国民年金の加入手続きを行い、月額15,020円（平成23年度の金額）の保険料を納めることになります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度および翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付して、提出してください。

なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

【参考】保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の違い

	全額免除	一部納付（一部免除）※			学生納付特例 若年者納付猶予
		4分の1 納付	半額納付	4分の3 納付	
老齢基礎年金を受給するために必要な受給資格期間に	入ります	入ります	入ります	入ります	入ります
老齢基礎年金を計算する際には	8分の4 が反映します	8分の5 が反映します	8分の6 が反映します	8分の7 が反映します	反映 しません

※ただし、一部納付については納期限までに保険料が納付されていることが前提です。

【表2】70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額※2
一般の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯および未申告世帯

※2 過去12か月間に高額療養費の支給が3回以上あった場合の4回目以降
なお、国民健康保険税を滞納されている世帯には【認定証】が交付できませんので、保険料は納期限までに納めましょう。

【表3】減額後の料金

所得区分	入院時の食事代（1食あたり）	
一般の方（住民税課税世帯）	260円	
減額認定証該当の方（住民税非課税世帯） 70歳以上75歳未満では低所得Ⅱの方	入院期間が90日以内	210円
	91日以上	160円
70歳以上75歳未満の方で低所得Ⅰの方 （住民税非課税世帯で年金受給額80万円以下 または老齢福祉年金受給者）	100円	

更新時期です！

【高齢受給者証】

現在交付されている「高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。8月1日からご使用いただく新しい受給者証を7月末に市役所から郵送します。

★高齢受給者証が届いたら・・・
新しい受給者証の記載事項などをご確認ください。

古い受給者証は、お近くの支所または市役所保険年金課へお返しください。

《高齢受給者証》

国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方に交付されるもので、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生日）から75歳で後期高齢者医療被保険者証の交付を受けるまでの間交付されます。（負担割合などは表1参照）

【表1】70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	負担割合	外来の限度額 （個人ごと）	入院時および世帯単位の自己負担限度額 （月額）
一般の方	1割	12,000円	44,400円
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
低所得Ⅱの方	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰの方			15,000円

注）外来分は従来どおり高額療養費支給申請が必要です。

【限度額適用認定証】 【限度額適用・標準負担額減額認定証】

★更新手続きをお忘れなく！

現在交付されている「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。認定証をお持ちの方へは、更新に関するご案内を郵送しますので、同封の申請書を各支所または市役所保険年金課へ提出してください。

この「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は入院時に使用するものです。提示することで、窓口負担が自己負担限度額までになります。現在お持ちでない方も、随時受付していただけますので、入院前にはお近くの支所または市役所保険年金課で申請してください。

▼持ち物

- ・国保の保険証
- ・認定証（現在お持ちの方）
- ・印鑑（認印）
- ・過去12か月で90日以上入院されている場合は、その領収書

《限度額適用認定証》

70歳未満の方が申請して認定されるもので、この認定証を提示することで、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、それ以上の高額療養費分の支払いが不要となります。（表2参照）

《限度額適用・標準負担額減額認定証》

70歳未満の住民税非課税世帯の方と70歳以上75歳未満の方で、低所得※の方が申請して認定されると交付されるもので、この認定証を提示することで、入院時の自己負担限度額と食事代が減額されます。

（表1・3参照）

※所得により、「低所得Ⅰ」と「低所得Ⅱ」の2種類があります。

「低所得Ⅰ」
住民税非課税世帯で、全ての世帯員の所得が一定基準以下
「低所得Ⅱ」
住民税非課税世帯